



2022年11月10日

各 位

会 社 名 株式会社 ニックス  
代表者名 代表取締役社長 青木一英  
(スタンダード・コード番号4243)  
問合せ先 取締役 兼 グローバル管理本部長 先本孝志  
電 話 045-221-2001

## 定款一部変更に関するお知らせ

2022年11月10日開催の取締役会において、2022年12月17日開催予定の第92期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第12条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第12条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします
- (2) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、現行定款第27条(取締役の責任免除)及び第35条(監査役の責任免除)において所要の変更と新設を行うものであります。

なお、定款第27条(取締役の責任免除)の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="156 241 756 309"><u>第12条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="411 542 507 577">(新 設)</p> <p data-bbox="156 922 466 958">第13条～26条 (条文省略)</p> <p data-bbox="156 1034 485 1070">第27条 (取締役の責任免除)</p> <ol data-bbox="165 1070 756 1415" style="list-style-type: none"><li>1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></li><li>2. 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></li></ol> <p data-bbox="156 1536 466 1572">第28条～34条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="1043 241 1139 277">(削 除)</p> <p data-bbox="788 551 1098 586"><u>第12条 (電子提供措置等)</u></p> <ol data-bbox="798 586 1394 842" style="list-style-type: none"><li>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</li><li>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></li></ol> <p data-bbox="788 918 1126 954">第13条～26条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="788 1030 1117 1066">第27条 (取締役の責任免除)</p> <ol data-bbox="798 1066 1394 1415" style="list-style-type: none"><li>1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であった者を含む。) の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></li><li>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、賠償責任について賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除する契約を締結することができる。</u></li></ol> <p data-bbox="788 1527 1126 1563">第28条～34条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第35条（監査役の責任免除）          当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第35条（監査役の責任免除）</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、賠償責任について賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>（附則）</u>  <u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>1. <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 定款変更の日程

- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催日（予定） | 2022年12月17日 |
| (2) 定款変更の効力発生日（予定）        | 2022年12月19日 |

以上